

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願・陳情回答書

幸田町

陳情項目	所管課	回答
<b>【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。</b>		
<b>1 安心できる介護保障について</b>		
★(1) 介護保険料・利用料について		
① 介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	第7期の介護保険料については、介護保険料の低所得者への減免制度につきましては、現行の抑制に努めました。介護保険料の低所得者への減免制度につきましては、現行制度を適用し配慮して行きます。
② 介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準見直しにより対象者を拡大していますが、近隣市町の状況も参考にして引き続き検討していきます。
★(2) 介護保険利用について		
① 介護保険利用の相談窓口に専門知識を持つた職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。	福祉課	利用相談につきましては、地域包括支援センターの専門職員が対応します。申請窓口に窓口に適切な対応ができるよう職員の資質向上に努めます。
② 訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。	福祉課	サービスの利用制限を行うものではなく、利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的としており、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すものです。
(3) 基盤整備について		
★① 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	福祉課	平成27年3月に町内3つ目になる特別養護老人ホーム（100床）が開所しました。平成29年に実施したアンケートでは、「介護が必要になつても在宅介護サービスを利用しながら、できるだけ自宅で暮らしたい」と答えた方が最も多く、その実現に向けて、在宅サービスの充実を図りながら、今後の動向を見て検

			討して行きます。
② 特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的にを行い、入所希望者に対して適用してください。	福祉課	必要に応じて、対応させていただきます。	
<b>★(4) 総合事業について</b>			
① 総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切つた「卒業」はしないでください。	福祉課	国の基準に準じて対応しているが、本町では、介護予防ケアマネジメントの結果、現行相当サービスが必要な方に対して一律に利用期間を区切る等の対応はしていません。また、状態が改善し、現行相当サービスが必要でなくなりた方が地域での活動を継続できるよう、運動の自助グループ等の立ち上げ・継続支援をしています。	
② 自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。	福祉課	様々な方法を検討し、国の基準に準じて対応していきます。	
<b>(5) 高齢者福祉施策の充実について</b>			
① サロン、認知症カフェなど高齢者のための事業への助成を実施・拡充してください。	福祉課	「ふれあい・いきいきサロン」「認知症カフェ」には社会福祉協議会と地域包括支援センターから助成金、委託料を支払いしており、町としての助成の拡大を考えていません。また、住民主体の運動グループ「お達者体操」へは、助成金はありませんが、健健康運動指導士の派遣、体力測定の実施の際の委託料を町が委託事業者へ支払っています。	
② 多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。	福祉課	様々な方法を検討し、国の基準に準じて対応していきます。	
③ 住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	福祉課	住宅改修、福祉用具については受領委任払いをすでにおこなっています。高額介護サービスについては現行どおりでご理解ください。	
<b>★(6) 介護人材確保について</b>			
① 介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。	福祉課	様々な方法を検討していきます。	

② 介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。	福祉課	介護従事者処遇改善などは、国制度にて対応していきます。また、制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
③ 利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。① 介護職場の人員不足解消の為、介護人材介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	福祉課	危険性については、実地指導などの機会に伝えています。
<b>★(7) 障害者控除の認定について</b>		
① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。	福祉課	障がい者控除とするか否かは税制度の問題であり、税務当局の控除対象の基準に従い判断し対象としています。今後も税務当局の基準に従い認定書を発行します。
② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	福祉課	基準日において対象と思われるかたには、申請を省略し、全員に個別に認定書を送付しています。
<b>2 国保の改善について</b>		
★① 保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのため一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。	保険医療課	現在、保険税の引下げは考えていません。国保運営の都道府県化など国県の動向と県下の状況を見極め判断していきます。 一般会計からの繰入金については、現状維持に努めてまいります。
★② 18歳未満の子どもについて、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。	保険医療課	均等割の対象については、国保運営の都道府県化など国県の動向と県下の状況を見極め総合的に判断していきます。
③ 収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。	保険医療課	収入減による減免要件は、前年度総所得300万円以下であり、当該年において所得が2分の1以下に減少することが見込まれる場合としており、現在のところ制度の存続に努め、要件の緩和は考えていません。
★④ 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	保険医療課	現時点では発行しません。法令や資格証明書交付要綱に基づき、滞納状況を見極め必要があれば、発行していきます。

★⑤ 保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によつて生活困窮に陥ることがないようにしてください。 また、給与などの差押え額以上は差押えないでください。	保険医療課	滞納状況を見極め慎重に対応します。徴収に当たつては加入者との相談等を通じて個々の生活実態を把握し、対応するよう努めています。 短期証の発行については、短期証交付要領に基づき対応していきます。 差押えについては、法令を尊守してまいります。また、給与などは差押え禁止額以上の差押えはいたしません。
⑥ 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口に問い合わせやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	保険医療課	一部負担金の減免制度は、現行制度を継続します。周知につきましては、インターネット、広報等に掲載しています。
⑦ 70歳から74歳の高額療養費の支給申請手続きを簡素化し、申請は初回のみとしてください。	保険医療課	高額療養費の申請については、対象となる方に申請勧奨の通知を送付しています。国・県の動向に注視し、近隣市の動向を踏まえながら慎重に検討していきます。
<b>3 税の徴収、滞納問題への対応など</b>		
税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に応じるなどとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	税務課	児童手当等を含め、法令により差押えが禁止されている財産は差押えしません。徴収に当たつては、住民との相談等を通じて個々の生活実態を把握し対応するよう努めています。徴収の猶予及び換価の猶予については、広報・町ホームページ等で周知を図っており、納税相談の中で本人申し出及び必要があると認められる場合は申請を促します。また、滞納処分の停止の適用についても、納税者の資産等勘査し適正な停止の適用、分納等で対応していきます。
<b>4 生活保護について</b>		
★① 生活保護の相談・申請にあたつては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について聞いて問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	福祉課	生活困窮者の相談については町福祉課職員と愛知県生活困窮者相談員が相談を受け、保護基準に該当する場合について西三河福祉相談センターのケースワーカーに繋げています。
★② ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行つください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。

★③ 行政側のミスによる過誤誤いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。
④ 生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめしてください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。
★⑤ 夏季期間、近件の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターに要望を伝えます。
<b>5 福祉医療制度について</b>		
★① 福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	保険医療課	本町の福祉医療制度については、子ども・精神障害者・後期高齢者福祉医療において、県制度を上回る医療費助成を実施しています。現在のところ、制度存続に努め、拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら慎重に検討していきます。
★② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。中学校卒業まで現物給付（窓口無料）で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	保険医療課	本町の子ども医療費助成制度については、平成20年4月に中学校卒業まで対象者を拡大し、県制度を上回る医療費助成を実施しておりますが、制度拡充を進めます。なお、入院時食事療養の標準負担額については、現在のところ助成対象とすることは考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら慎重に検討していきます。
★③ 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	保険医療課	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、県制度を上回る全疾病（入・通院）の医療費助成を実施しています。また、自立支援医療（精神通院）対象者については、指定医療機関の通院医療費自己負担額（1割）と精神疾患の入院医療費自己負担額の2分の1の助成を実施しています。現在のところ、制度存続に努め、拡大は考えていません。今後も県制度や近隣市の動向を踏まえながら慎重に検討していきます。
④ 妊産婦医療費助成制度を創設してください。	福祉課	難病に関する事務は西尾保健所が行っており、町としても西尾保健所から情報提供を受け、難病患者見舞金を給付している。現状としては、窓口に一本化は困難であるため、保健所と調整を図り、情報共有していきたい。
<b>6 子育て支援について</b>		
(1) 「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子どもの貧困対策に計画をもつて推進してください。		

① 愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。	福祉課	貧困状態にある子どもたちの実態を把握するため、愛知県の取り組みとして、平成28年12月に、小学1年及び5年、中学2年を対象に実態調査を実施しました。今後、県が実施する貧困調査や近隣市町の動向も見ながら、本町の実態を把握し、どのような学習支援があるべきか検討していきたい。
②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。	福祉課	給付金事業については愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しており、実施済である。日常生活支援事業については未実施であり、近隣市町の状況を確認しながら検討していきたい。
★③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1・4倍以下との世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前に支給してください。	学校教育課	現在の基準は、生活保護基準額のおよそ1・5倍以下となっています。年度途中の申請も受け付けており、町外からの転入の受付などには、制度の周知をしています。新入学児童生徒学用品費（入学準備金）については、平成28年度から、希望者に対し新学期開始前に支給するよう制度改正を行いました。
④ 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。	福祉課	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが主体となって、生活保護世帯、生活困窮世帯の小学生を対象に学習支援、居場所づくりを実施している。こども食堂等については地域のボランティア活動から始まるものもあるが、生活困難と切り離せないことであるため、西三河福祉相談センターと町にて調整しながら支援対策を講じていただきたい。
★⑤ 小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。	学校教育課	引き続き、現状どおり保護者負担でご理解をお願いします。経済的な理由で児童生徒の就学が困難である家庭に対しては、給食費が全額補助される就学援助制度の利用を促しています。
⑥ 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。	こども課	保育所の整備については、毎年度予算化をし、各園順次行っています。また、その他細かな整備についても、各園長からの前年度要望を受け予算化し、可能なものから随時実施しています。
⑦ 認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。	こども課	保育士確保については、嘱託・非常勤保育士は、広報、職安登録、町民への回覧、保育大学・専門学校への周知等実施しております。正規保育士については、人事当局へ増員に向け引き続き要望していきます。
⑧ 無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるように指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準	こども課	認可外保育施設については、愛知県の実施する認可外保育施設実地指導調査を受けており、施設には、愛知県の定める基準を満たすようにお願いしております。

	<p>を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。</p> <p>③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。</p>		<p>現状は独自の基準を設けず、各施設へは愛知県の認可外の基準に沿うように、改善等お願いしていくこととしておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。</p>
7 障害者・児施策の拡充について	<p>★① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。</p> <p>② 在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。</p> <p>③ 移動支援（地域生活支援事業）を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。</p> <p>④ 入院及び入院中のヘルパー利用を認めてください。</p> <p>⑤ 障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。</p> <p>★⑥ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、 1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。 2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないください。</p>	<p>福祉課</p> <p>福祉課</p> <p>福祉課</p> <p>福祉課</p> <p>福祉課</p> <p>福祉課</p>	<p>制度の改正改善につきましては機会あるごとに働きかけています。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。</p> <p>障害支援区分ごとに支給量の基準を設けていますが、介護者の状況などにより、特別な支援が必要な場合は、1.5倍までは審査会を通すことなく支給決定であります。</p> <p>制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。</p> <p>制度の改正改善につきましては機会あるごとに働きかけています。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。</p> <p>制度の改正改善につきましては機会あるごとに働きかけています。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。</p> <p>法律制度として65歳以上、16疾病のある40歳以上の障がい者は介護保険が優先することとなっていますのでご理解をお願いします。</p> <p>福祉課</p>

3) 2018年4月からじまつた高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。	
⑦ 障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。	福祉課 制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせてていきます。
⑧ 障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。	福祉課 制度の改正改善につきましては機会あるごとに県などに働きかけていきます。 また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせてていきます。
8 予防接種について	
★① 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れたりに対する麻しん（はしん）の任意予防接種に助成制度を設けてください。	健康課 流行性耳下腺炎の任意予防接種は、H30.6.1から接種助成（自己負担額4,300円）を始め、ロタの任意接種は、H28.8.1から助成を行っています。 その他の予防接種については、近隣の状況を見て検討します。
★② 高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	健康課 現在、自己負担金は2,000円としており、生活保護世帯・町民税非課税世帯に属する方は免除しております。本町での自己負担額は県内でも低額であるため変更の予定はありません。 任意予防接種は、定期接種で接種できなかつた方の救済措置として特例的に実施し、今年度でその役割を終えるものと認識しております。2回目の接種事業対象可否については、近隣の状況を見て検討します。
9 健診・検診について	
★① 産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。	健康課 平成31年4月から開始しています。回数は1回（産後8週以内）です。
② 妊婦歯科健診への助成を妊娠・産婦共に実施してください。	健康課 本町では、妊娠中と産後1年以内に各1回、公費で受診できます。
③ 保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	健康課 現行業務を執行する中、人員増には担当できる業務が幅広い保健師の増員を優先したいのですが、歯科事業の充実を図る中では検討すべき事案と考えます。
【II】 国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。	

1 国に対する意見書・要望書			
① 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の医療費患者負担増の計画を中止してください。	保険医療課	現在のことろ、要望書の提出は考えていません。引き続き国の動向を注視しています。	
② 国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。	保険医療課	現在のことろ、要望書の提出は考えていません。引き続き国の動向を注視しています。	
③ マクロ経済スライドを廃止してください。また年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。	保険医療課	現在のことろ、要望書の提出は考えていません。国の制度に従い対応します。	
④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。	福祉課	介護報酬の再改定や、労働者の安定雇用のための処遇改善については国の責任において対応すべき問題と認識を持っています。 介護保険への国庫負担金の増額については、町村委会を通じても要望をしているところです。	
⑤ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。	保険医療課	現在のことろ、要望書の提出は考えていません。引き続き国の動向を注視しています。	
⑥ 障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。	福祉課	現在のことろ、国に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。引き続き国の動向を注視しています。	
2 愛知県に対する意見書・要望書			
(1) 福祉医療制度について			
① 福祉医療制度（子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	保険医療課	福祉医療の助成については、現行の制度の維持に努めています。	

② 18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。	保険医療課	本町の子ども医療費助成制度については、平成20年4月に中学校卒業まで対象者を拡大し、県制度を上回る医療費助成を実施しており、現在のこところ、県に対しても意見書・要望書を提出する予定はありません。
③ 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。 い。また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。	保険医療課	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者については、県制度を上回る全疾病（入・通院）の医療費助成を実施しており、現在のこところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。
④ 後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。	保険医療課	後期高齢者福祉医療費給付制度については、ひとり暮らし非課税者（施設入所者、税被扶養者除く）、戦傷病者手帳所持者（所得制限なし）、精神障害者保健福祉手帳3級及び自立支援医療受給者証所持者まで対象者を拡大し、県制度を上回る医療費助成を実施しており、現在のこところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。
(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。	保険医療課	現在のこところ、県に対して意見書・要望書を提出する予定はありません。引き続き県の動向を注視していきます。